

米国のインド産鋼板に対するアンチダンピング措置及び相殺関税措置

(パネル報告 WT/DS206/R 提出日:2002年6月28日, 採択日:2002年7月29日)

田村 次朗

I. 事実の概要

1. 事案の概要

本事案は、米国によるインド製鋼板に対するアンチダンピング措置及び相殺関税措置に対して、インドが申立てを行ったケースである。現在、WTO 新ラウンド交渉において、アンチダンピング(AD)協定の見直しが検討されているが、途上国としてのインドはその規律の強化を主張している。かかる主張の背景となる事案の一つが本件である。本件は新ラウンド交渉でも論点となっている、ファクツ・アヴェイラブルに関する AD 協定 6.8 条及び付属書 II、そして開発途上国に対する建設的救済に関する AD 協定 15 条が実体上の論点となった。さらに、紛争処理における履行の実施方法という WTO 体制の司法化を占う問題を、その勧告内容に見られたケースである。

2. 手続の時系列

1999年3月8日、米国鉄鋼業界及び鉄鋼労組による申請に基づき、商務省はインド製鋼板に対するアンチダンピング調査を開始した。唯一のインドの被申立者は SAIL(Steel Authority of India, Ltd.)であった。1999年7月29日、商務省はダンピング販売に関する仮決定を公示した。商務省は SAIL に関する決定をファクツ・アヴェイラブルに基づいて行い、申請において推定された二つのマージンの平均に依拠した。その結果、SAIL に対して 58.50%の仮マージンを課した。(para.2.2-2.3)

1999年7月29日、SAIL は商務省に対して価格約束の申し出を行った。1999年8月31日、SAIL 及び商務省は会合を開いたが、価格約束の合意には至らなかった。1999年12月29日、商務省はダンピング販売の最終決定を公示した。それによると、商務省は SAIL が情報の要求に対して協力を行わなかったこと、そして、情報の欠如と誤りがあることから、SAIL の提出した情報が信憑性に欠けると判断した。その結果、商務省はファクツ・アヴェイラブルに基づいてダンピングマージンを決定し、SAIL には 72.49%のダンピングマージンを課されることとなった。そして、2000年2月10日、

国際貿易委員会はダンピング輸入による実質的損害を認定した。(para.2.4-2.6)

2000年10月4日、インドはDSU(紛争解決了解)4条に基づいて米国に協議を要請し、翌11月21日、協議が開催されたが紛争の解決には至らなかった。そして、2001年6月7日にインドはパネル設置を要請し、(para.2.9)翌7月24日にパネルが設置された。(para.1.3)

II. パネル手続き

1. 申立国の主張

i. 手続上の主張

a. 審査基準

パネルはDSU11条及びAD協定17.6(i)条に従って、事実に対して「積極的な審査(active review)」を行使するべきである。

b. 先決的判断

イ. 宣誓供述書の審査

SAILによって提出された米国内販売価格の情報は使用できないものではなく、その誤りはダンピングマージンの算定に使用されるコンピュータプログラムの簡潔な変更をもって訂正できたはずである。

ロ. 米国商務省による慣行

「慣行」は、同様の状況に対して繰り返し類似した対応をすることで「措置」になり、よって、米国の慣行は適切にパネルに付託されている。

c. 撤回した主張

インドは、第一回意見書の footnote12 でパネル設置要請に含められていたいくつかの申立を撤回したが、後に、これらの申立のうちの一つをパネルへの申立に求める意図を表明した。

ii. 実体上の主張

a. ファクツ・アヴェイラブルの使用とAD協定との整合性について

調査期間に、SAIL による確認可能で、適時かつ適切に提供された米国販売価格に関する情報を拒否することにより、商務省は AD 協定 6.8 条及び付属書 II パラグラフ 3 に違反した。(para.7.34)

SAIL によって提供された米国価格に関する証拠を評価する公平かつ客観的な調査当局であるならば、SAIL が妥当な期間内に必要な情報を提供しなかったと結論を下さなかったはずである。(para.7.34) そして米国価格の情報は、付属書 II パラグラフ 3 の要件を満たしており、商務省はダンピングマージンの算出にかかる情報を考慮すべきであった。(para.7.34)

また、米国価格に関する情報がすべての側面にわたって現実的なものでなかったとしても、公平かつ客観的な調査当局は、SAIL がその情報提供において最善を尽くさなかったと結論づけることはできなかった。よって、商務省はその情報を拒否したことで付属文書 II パラグラフ 5 に違反した。また、商務省は付属書 II パラグラフ 7 に違反して SAIL が協力しなかったとの結論に至った。(para.7.35)

b.改正 1930 年関税法それ自体の AD 協定との整合性について

AD 協定 6.8 条及び付属書 II パラグラフ 3 が、提供された情報が無視されることや、ファクツ・アヴェイラブルに基づく決定を許容しない状況においても、米国法によれば、ファクツ・アヴェイラブルに依拠することを要求している。(para.7.81)

1930 年関税法 776 条(a)と 782 条(e)は、ともに解釈すると、GATT/WTO 義務違反の行為を支持し、AD 調査期間に提供された情報を WTO 協定に整合的に処理することを禁止する強制的条項である。(para.7.82-7.83)

もし商務省がその他の、もしくは追加情報の提出では十分ではないと判断したり、提出がその期限を過ぎたりするならば、782 条(d)はファクツ・アヴェイラブルを採用することを求めている。(para.7.86-7.87)

c.開発途上国に対する建設的救済について

商務省は、インドの開発途上国としての立場を考慮せず、AD 協定 15 条に違反する。商務省は最終的なダンピングマージンの算定にかかわる選択をなす際に、SAIL に途上国の当事者としての立場に特別の考慮を行っていない。米国は措置適用以前

に建設的救済の検討を行っておらず、AD 協定 15 条第 2 文に違反した。インドは停止協定の申し出を行ったが、商務省は国内鉄鋼メーカー及び議会がそのような約束に反対することから、約束について協議しないとの声明を発した。
(para.7.104-7.105)

2. 被申立国の主張

i. 手続上の主張

a. 審査基準

インドの DSU11 条にある審査基準の付託について批判する。米国の見解では、インドは WTO 協定の不適切な解釈を行っており、調査当局に義務を追加するものである。

b. 先決的判断

イ. 宣誓供述書

インドによって提出された Mr. Albert Hayes の宣誓供述書を無視するべきである。同氏は本紛争におけるインド政府を代表する法律事務所の職員であり、彼の宣誓供述書は、商務省が最終決定を発してから 2 年以上後に本件におけるインドの主張をもっぱら支持する目的で準備されたのである。そして、彼の所属する事務所は SAIL を代表していなかった。

ロ. 米国商務省による慣行

完全なファクツ・アヴェイラブルの適用における米国の「慣行」についてのインドの申立は、適切にパネルに付託されていない。「慣行」独立した法的地位を有するものではなく、「措置」とはいえない。

c. 撤回した主張

(ここでは米国は特段の反論を加えてはいない。)

ii. 実体上の主張

a. ファクツ・アヴェイラブルの使用と AD 協定との整合性について

商務省は、SAIL に対して少なくとも 5 回の資料提出期限を設けてきた。商務省は提出された情報に対する追加、訂正、そして修正を受け入れてきたし、情報提供のための延長も認めてきた。(para.7.36) 商務省は SAIL の要求に対して期限の延長を認めており、SAIL は要求に応えられたにもかかわらず資料を提出しなかった。よって、SAIL が最善を尽くしたとはいえない。(para.7.37) 提出資料の形式は、商務省にとって使用しうるものではなく、重要な情報についての欠陥があった。(para.7.37)

b.改正 1930 年関税法それ自体の AD 協定との整合性について

条文中にある may という文言に焦点を置きつつ、米国法が商務省に AD 協定の下での米国の義務に不整合に行動させるものではない。(para.7.85)

776 条(a)は、AD 協定 6.8 条の下で許容される状況においてファクツ・アヴェイラブルを用いることを要求するものであるから、WTO に不整合に行動することを求めるものではない。782 条(d)は同条(e)の要件の考慮を条件として、提出された情報を拒絶する判断の自由を規定するものである。なお、782 条(e)の 3 つの要件が付属書 II パラグラフ 3 に存在しないという理由のみで、同条が WTO 協定に違反することはない。同規定は特定の方法で付属書 II のパラグラフ 3, 5 の中で許容されている裁量を行使することを商務省に求めているのである。(para.7.86-7.87)

c.開発途上国に対する建設的救済について

AD 協定 15 条第 1 文は、なんら特定の法的義務を先進国に課すものではない。(para.7.106) AD 協定 15 条第 2 文は、先進国に建設的救済の可能性を検討することを義務付けている。しかしながら、最終的なアンチダンピング措置発動以前にそのような救済を受け入れる義務は存在しない。(para.7.107)

商務省は建設的救済を行っており、SAIL からの申し出の書面をうけ、そのような可能性について商務省と協議を行うために SAIL を出席するよう召還し、実際に出席もした。このことから、建設的救済の可能性を検討しており、商務省はその資格に基づいて申し出られた停止協定を拒否したものである。(para.7.108)

3. パネルの判断

i. 手続上の判断

a. 審査基準

AD 協定 17.6 条と DSU11 条は衝突するものではなく、補完関係にある。
(para.7.1-7.7)

b. 先決的判断

イ. 宣誓供述書の審査

米国は、インドが提出した宣誓供述書を無視するようにパネルに求めた。パネルは、宣誓供述書は商務省の決定に関する新たな証拠を提示するものではなく、インドの議論を補強するものであり、供述書をこの手紙から排除しない。しかし、かかる宣誓供述書を検討しなくても結論を導き出せる。(para.7.10-7.13)

ロ. 米国商務省による慣行

インドは、米国によるファクツ・アヴェイラブルに関する慣行がパネルに審査対象となることを主張していたが、パネルは却下した。確かに、パネル設置要請において慣行は特定されており、審査対象とはなりうる。また、301 条パネルによれば、制定法の義務違反の審査において、法規の運用を行っている当局の慣行を検討する必要があるとされた。しかし、このことがアンチダンピング紛争における申立の対象となるとは限らない。さらに、行政機関によって変更可能である慣行が WTO 協定に違反するとはいえない。そして、米国商務省はかかる慣行に従うことを義務づけられてはいない。(para.7.14-7.24)

c. 撤回した主張

インドは第一回意見書において撤回した主張を再度展開しているが、紛争処理手続きに参加している加盟国の手続き的権利の観点からは不適切であるので、再度提起された申立は考慮しない。(para.7.25-7.30)

ii. 実体上の判断

a. ファクツ・アヴェイラブルの使用と AD 協定との整合性について

米国によれば、商務省は資料に関して多くの誤りを発見した。すなわち、米国における販売価格が現状に整合的ではなく、販売価格に関する情報にもれはなかったものの、14箇所へのぼるミスがあった。そのうち、懸念されるものは一つであったが、14箇所のミスがあることで全体としての資料の信憑性は欠けると米国は主張する。すなわち、米国は、「すべての必要な情報」の有無が問題であり、それがそろわない資料は却下できると主張する。また、付属書Ⅱパラグラフ 5 は **should** を用いており、**must** ではない。したがって、最善を尽くした資料であっても、それを使用しなければならないわけではない。(para.7.42-7.49)

一方で、インドは、6.8 条及び付属書Ⅱパラグラフ 3 では **SAIL** のようなアンケートをダンピングマージンの調査に使わなくてはならない。アンチダンピング調査の原則のひとつには、事実に基づいた客観的な決定を下すことを確実にする目的があると主張する。(para.7.46)

パネルは、以下のように判断する。6.8 条の文言によれば、調査当局にとって必要な情報がない場合には、必要な情報がない場合に自ら入手可能な情報をもとに仮決定または最終決定を行ってよい。しかし、付属書Ⅱは義務的なものである。米国の主張するように、一部の情報のミスによりその資料が信用できないとの理由で全面的に却下する権限はない。(para.7.53-7.57)

一方で、インドの主張するように、一つのミスによる問題がほかの箇所で問題とはならないとはいえない。たとえば、コスト計算があっていなければ、販売価格が適正であるとは判断できないからである。(para.7.59-7.60)

そこで、両者を折衷した見解をとる。すなわち、調査側は情報を使用できないと判断するならば、なぜ使用できないかを明確にすべきであり、提出された情報の一部が使用できないからといって、ほかの情報が常に使用できないわけではない。(para.7.61-7.62)

もしパラグラフ 5 が調査当局と利害関係者が協力し、積極的に提出された情報を使用するという義務を強調していると解するならば、提出された情報を使用すること及びファクツ・アヴェイラブルに訴えることの枠組みを損ねることはない。米国側は、一部の情報の欠陥をもってすべての情報を使用できないとしたが、なぜ使用できないかを説明してはいない。(para.7.65-7.66)

また、**SAIL** によって提出された販売価格は、もともと不要な情報であると判断

できる。さらに、企業へのアンケートを中心とした情報において、一定のフォーマットを要求することは不都合である。(para.7.72)

b.改正 1930 年関税法それ自体の AD 協定との整合性

GATT/WTO の法体系においては、もし国内法が WTO 加盟国の義務違反を命令し、あるいはそれらに従うことを妨げる場合があれば、加盟国の義務違反として禁止されることとなる。もしその国内法が行政当局に対して WTO 協定に整合的な行動をとるための裁量を許与するものだとすれば、そのような法律はそれ自体で WTO における加盟国の義務を違反したことにはならない。(para.7.88)

AD 協定 6.8 条及び付属書 II パラグラフ 3 が許容する状況以外にも、米国法はファクツ・アヴェイラブルに依拠することを求めているか。776 条(a)は特定の状況においては 782 条(d)にしたがって商務省がファクツ・アヴェイラブルに依拠するよう要求しており、それらの状況は 6.8 条及び付属書 II に規定される条件に沿ったものである。(para.7.94)

782 条(d)では、商務省が特定の状況下にファクツ・アヴェイラブルに依拠することを可能としている。この条項は裁量的であり、あらゆる状況においても米国当局にファクツ・アヴェイラブルを適用して、情報を拒否することを強制するものではない。(para.7.95)

782 条(e)は、782 条(d)に基づいて情報を拒否する当局の裁量を制限するものであると解釈される。(para.7.95)よって、米国法は AD 協定 6.8 条及び付属書 II パラグラフ 3 に違反してはいない。

次に、国内法それ自体ではなく、特定の状況における当該法律の適用が AD 協定違反の決定をすることになるか。インドは、商務省や裁判所の実務について指摘しているが、米国法の用件の解釈を補助する際に、米国の実務が決定力のあるものではなく、有用でもない。実際に、ケースによっては、提出された情報が 782 条(e)の基準に合致していたとしても、そうでないとした場合もある。(para.7.96)

国際貿易裁判所の判断によると、商務省が部分的なファクツ・アヴェイラブルを使用しなければならない場合について述べた法律はない。裁判所に対する問題は、機関の当該法律に対する解釈が言語、方針、法律の立法過程に照らして合理的であるか否かである。(para.7.97-7.99)したがって、特定の状況における行為が WTO

の義務に整合的でなくとも、その行為が根拠としている法律自体が WTO 協定に違反するとはいえない。

c. 開発途上国に対する建設的救済

AD 協定 15 条第一文においては、特定の措置に関する特定の要件は存在しない。また、AD 協定 15 条が対象とするのは加盟国である。すなわち、15 条は、途上国加盟国の特別な立場に対して特別の考慮が払われなければならないと規定している。よって、途上国で操業する事業者の立場には言及していない。(para.7.110-7.111)

15 条では、建設的救済措置の可能性を検討するよう求めている。パネルは EC-ベッドリネン・パネル¹の見解に賛同し、15 条は途上国の事例において調査及びアンチダンピングのマージン算定のほかの異なる方法を考慮する義務を課すものではないと判断する。(para.7.112)

検討するとは、何かしら特定の結果を求めるものとは解釈できない。本件では、建設的救済措置の可能性が実際に検討されたことは明らかである。しかし、そのような救済措置はとられなかった。停止協定の申し出については、協議が開催されたことは米国もインドも合意している。そして、会合において商務省担当官が停止協定は受け入れられそうにないことを示した。これが SAIL 及びインド側にとって不満な結果であっても、商務省の措置は、AD 協定 15 条第 2 文における要件を満たすに十分である。(para.7.113-7.116)

よって、米国は AD 協定 15 条に不整合であるとはいえない。(para.7.117)

d. 結論及び勧告

- イ. 米国は、法的に十分な正当化なしに SAIL により提出された販売価格を考慮することを拒否したこと、そして全面的に入手可能な事実によって SAIL のダンピングマージンに関する決定を行ったことにより、AD 協定 6.8 条及び付属書 II パラグラフ 3 に整合的ではない。(para.8.1)
- ロ. 改正 1930 年関税法 776 条(a)、782 条(d)、(e)は、AD 協定 6.8 条、及び付属書 II パラグラフ 3, 5, 7 に整合的でない。(para.8.2)
- ハ. 米国は AD 協定 15 条に不整合ではない。(para.8.2)
- ニ. DSU3.8 条に基づき、協定の適用範囲に当たるとされる義務の侵害は、協定に基

づく義務の無効化または侵害を構成する。したがって、AD 協定に当該措置を整
合させるよう米国に勧告することを DSB に求める。(para.8.5-8.6)

ホ. 但し、パネルは当該勧告の履行方法については提案する特別の必要はないと判断
する。(para.8.8)

III. 解説

1. 実体上の論点

i. ファクツ・アヴェイラブルについて

アンチダンピング調査において、期限が短期であったり、輸入国における企業が
証拠の提出を怠り、入手可能な事実に基づく判断が下された経緯がある。さらに、
その採用された事実が恣意的なものであり、被提訴企業にとって非常に不利になる
との指摘がなされている。かかる問題について 6.8 条及び付属書 II が設けられたこ
とは前進である。

関連事例としては、熱延鋼板 AD 措置²が挙げられ、そこでは妥当な期限につい
て、米国当局の規則における期限が超過した際にも証拠提出を受けるべきであると
し、短期的な調査に伴う証拠提出上のリスクとコストを低減することが期待される。
しかし、そうであるならば、具体的期限が何時をもって妥当とされるのかが不明で
あり、調査当局、被調査企業にとっても不安定であろう。

今回の判断に置いては証拠の採用について、不採用の際にはその理由を付すこと
が求められている。しかしながら、かかる理由が正当性を有する程度については判
断を示していない。理由が付されるのみで正当化されうるのか、或いは、その理由
についても一定の基準で審査されるのか、不明である。このような課題に対し、今
後は通商法における証拠取り扱いに関して立法的解決を含めた解決が望まれる。

但し、本件事実関係によれば、途上国の企業とはいえ、インド最大の企業である
という。そのような規模の企業が国内コストを算出していないとは考えにくい点も
あり、提出できない事情がある場合のみならず、意図されたものであるならば、非
協力的であるとの判断もされうるとの指摘もある。

ii. 開発途上国に対する救済措置

開発途上国が AD 紛争当事国になることは以前から発生しており、かかる場合に

はAD協定15条により、先進国側に救済措置の検討をなすことが規定されている。しかし、その義務がいかなる内容であるのか、すなわち、現実にある特定の義務の実行までもが規定されているのかという疑問がある。

そこで、先例ではベッドリネンAD措置パネル報告において検討がなされた。当該ケースの判断における限界は、15条が特定の義務の実施を課してはならず、何らかの対応をすればその義務が満たされるとしたことであった³。結果的には、ECはインド側の価格約束の申し出に対して無返答でいたことから、救済措置の可能性を検討したとはいえないとされた。

しかし、本件では、米国は停止協定⁴についての協議を開催し、拒絶した。その結果、ベッドリネン・パネル報告に従いつつ、米国の違反認定を行わなかった。すなわち、競技を開催したことにより、相手国の申し出を検討したことになり、同条の義務を満たすとパネルは判断したのである。一方で、途上国の立場に立つのであれば、同条の規定は実効性に疑問があり、このような解釈の依拠することとなる法規の改正が求められると思われる。たとえば、まずは具体的な救済措置の列挙や、措置の検討について拒絶する正当な根拠のない限り、原則として採用されることを明記するなどの解決が考えられるのではないだろうか。

iii. 最近の紛争処理事例における提訴方法の特徴

近年、1974年通商法301条事件、1916年AD法事件、そして本件など、国内法そのものを提訴する案件が増加しつつあるように思われる。当該問題については義務的・裁量的といった枠組みで判断されることが定着したといえる。かかる枠組みの中で、提訴国は措置のみならず、法規定の義務的性質を訴える戦術が見られる。

この背景として、次のような現状が垣間見られるものと思われる。すなわち、仮に措置のみ違反に持ち込むことができても、かかる措置を可能ならしめた法規定事態が残存すればかかる規定に基づく措置により、今後も不利益を自国が被ることが考えられる。一方で、措置の整合性に関する認定は、協議に始まり採択までにほぼ1年半から2年を要する。このような期間にわたって仮に不整合な措置が継続するならば、当事者の損害は大きい。そこで、法規そのものを攻める戦術が採られているものと思われる。これはいいかえれば、違反措置であっても違反認定までに要する期間が長く、違反措置に対するいわゆる損害賠償も不十分であることから、違反

措置が「やり得」になっている現状を示しているように思われる。かかる「やり得」を根底から封じ込めるために立法を申し立てることとなるが、その立証は容易ではない。国内法規に関する審査について謙抑的である必要があると思われるが、せめて、事後的救済が整備されることが必要になっているように思われる。

なお、この問題に関連して、必ずしも義務的ではないが、繰り返されてきたファクツ・アヴェイラブルに関する慣行による措置がパネルの審査対象となりうるかが論点となった。本件の結論においては対象とはならないこととなったが、法律それ自体を協定違反とできなくとも、繰り返される慣行を対象にできるか否かが、紛争処理手続上、今後の見直しにおいて論点となりうる。

iv. パネル勧告とその実施方法の提案について

本件では、米国は SAIL による情報を拒否し、AD 協定 6.8 条および付属書 II に違反した。すると、入手できた情報により計算したダンピングマージンと、SAIL の情報にも依拠しつつ算出したダンピングマージンとでは差異がある可能性が高い。一方で、パネルは違反措置の是正勧告を行ったが、その具体的実施方法について提案を行わなかった。一方で、インドはダンピングマージン算出のやり直しを求めている (para.8.7)。

パネルの勧告では違反措置の是正がまずなされるが、本件のようにダンピングマージンの差異が起きうる場合にはその具体的実施方法まで勧告することはできないだろうか。また、それにより違反措置に照らして勧告内容の実効性を高めることはできないだろうか。

現行制度では、違反措置の是正とその実施方法については区分されており、DSU19.1 条ではパネル及び上級委員会は実施方法を提案することもできるとしている。当該規定ではその可能性を含ませているものの、義務的規定ではない。また、提案自体は法的拘束力がないとされる見解もある。一方で、本パネルは DSU21.3 条を引用しつつ、当事国によってまずはじめに実施方法の選択肢が決定されているとしている。

現行制度では、第三者機関が具体的実施方法について必ずしも法的拘束力のある勧告ができない状態にある。WTO の「司法化」に伴い、違反措置の是正勧告のみならず、その実効性ある実施方法の勧告や違反措置に対する救済措置の検討が、

WTO 体制の実効性を高めるためにも必要となってきたものと思われる。そこで、DSU において特定義務履行の勧告といった事後的救済措置の可能性について議論が提起され、導入が検討されてもよいのではないだろうか。無論、WTO 体制の性質と言った根本的議論もあり、慎重な議論が望まれるが、かかる根本的議論と併せて一層の司法化の方向性についての議論が望まれよう。

V. 参考文献

- ・ 田村次朗「EC のインド製ベッドリネン輸入に係わる AD 措置」ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 X II (公正貿易センター2002年) 85 頁～98 頁
- ・ 福永有夏「WTO 体制下のアンチダンピング制度 分析と検証 第1回 EC のインドからの綿製ベッドリネンに対するアンチダンピング措置」『貿易と関税』2001年9月号 48 頁～52 頁
- ・ 小寺彰「米国の日本製熱延鋼板に対するアンチダンピング措置」ガット・WTO の紛争処理に関する調査 X II (公正貿易センター2002年) 137 頁～146 頁
- ・ 仁分久弥子「WTO 体制下のアンチダンピング制度 分析と検証 第8回 米国の日本からの熱延鋼板に対するアンチダンピング措置」『貿易と関税』2002年5月号 39 頁
- ・ 日本機械輸出組合「米国反ダンピング法」平成8年6月 202 頁～203 頁

【注】

¹ European Communities - Anti-Dumping Duties on Imports of Cotton-Type Bed Linen From India, Report of the Panel, 30 October 2000, WT/DS141/R

² United States – Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan, Report of the Panel, 28 February 2001, WT/DS184/R, Report of the Appellate Body, 24 July 2001, WT/DS184/AB/R

³ Bed-Linen パネル報告によれば、価格約束 (price undertaking)、ダンピングマージン以下の AD 税賦課 (imposition of a lesser duty) が救済措置として考えられるとしつつも、それ以外の方法については結論を示してはいない。

⁴ ダンピング課税の対象となった産品を輸出している業者は、停止協定 (suspension agreement) により、ダンピング輸出を停止し、その後、価格約束 (price undertaking) を締結することとなる。